

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月14日
【四半期会計期間】	第62期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野尻 公平
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 米村 昌晃
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 米村 昌晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第1四半期 連結累計期間	第62期 第1四半期 連結累計期間	第61期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2023年4月1日 至 2023年6月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売上収益 (百万円)	51,282	57,243	220,830
事業利益(は損失) (百万円)	157	2,068	196
税引前四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	321	3,418	8,446
四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	32	2,520	8,579
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(は損失) (百万円)	100	2,069	6,801
四半期(当期)包括利益 (百万円)	311	2,615	8,448
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	344	2,123	6,678
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	49,693	43,914	42,745
総資産額 (百万円)	269,601	262,766	261,859
基本的1株当たり四半期 (当期)利益(は損失) (円)	4.81	17.89	84.45
希薄化後1株当たり四半期 (当期)利益(は損失) (円)	4.81	17.89	84.45
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.4	16.7	16.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	12,559	8,916	28,783
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,781	3,322	8,788
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	5,977	6,396	18,755
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	52,221	49,382	50,066

(注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
3. 第61期及び第62期における希薄化後1株当たり四半期(当期)利益(は損失)は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない為、基本的1株当たり四半期(当期)利益(は損失)と同額であります。
4. 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

財政状態

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ9億6百万円増加し、2,627億66百万円となりました。これは主に営業債権及びその他の債権が10億24百万円、その他の流動資産が7億56百万円、現金及び現金同等物が6億84百万円減少したものの、有形固定資産が23億48百万円、使用権資産が9億29百万円、のれんが7億93百万円増加したことによるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ7億32百万円減少し、2,104億27百万円となりました。これは主にその他の流動負債が15億24百万円、リース負債が5億48百万円増加したものの、引当金が13億28百万円、社債及び借入金も8億89百万円、営業債務及びその他の債務が5億43百万円減少したことによるものであります。

資本合計は、前連結会計年度末に比べ16億38百万円増加し、523億39百万円となりました。これは主に利益剰余金が11億18百万円、非支配持分が4億69百万円増加したことによるものであります。

経営成績

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ移行したことや、水際対策が撤廃されたことを契機とした個人消費及びインバウンド需要の回復により、社会経済活動が緩やかに持ち直して参りました。しかしながら資源やエネルギー価格の高騰、円安の継続等、依然として先行き不透明な状況となっております。世界経済につきましても、ウクライナ情勢の長期化や根強いインフレ及び金融引き締め等により、景気が減速に向かうと懸念されております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症による行動制限や消費マインドの低下といった減収要因が弱まり、産業全体としては回復しつつあるものの、コロナ禍を契機とした生活様式の変化によって、深夜時間帯に入る前から利用客の減少傾向が見られております。更に原材料価格や物流費、人件費、光熱費の上昇に加え、慢性的な人手不足の影響もあり、売上収益及び利益面に対して厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは短期的な業績回復を目指すと共に、中長期的な企業価値の向上を展望して、中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」に基づき、事業推進に努めております。

国内の外食事業につきましては、コロナ禍で変化した生活様式に適應すべく、牛角及びその派生業態、焼肉カルビ大将、大戸屋ごはん処といったレストラン業態を郊外・ロードサイド中心に出店を進めております。更に新たな需要の取込みを図って、蕎麦処大戸屋等の新業態も開店致しました。また既存店売上収益の底上げと収益性の回復に向けて、経年店舗の改装及び業態転換を進めております。これらに加えセルフレジやスマートフォンオーダー、配膳ロボットによる非接触オペレーション、かっぱ寿司におけるフルオーダー化等により、体験価値並びに生産性の向上にも取り組んでおります。

営業施策と致しましては、集客力の土台となる主力商品の磨き込みと原価上昇への対応を主眼としたグランドメニューの改定を行うと共に、新たな客層を呼び込む為にフェアメニューの強化にも注力しております。更に販売促進策として、家族層に向けた人気キャラクターとのコラボレーションや、業態のイメージアップを兼ねたタレントの起用によるPRの実施等を積極的に行っております。また回復著しいインバウンド需要に対しましては、引続き国内外の旅行者と提携してパッケージツアーにおける食事の場を提供しており、この施策による一店舗当たりの売上収益はコロナ禍前の水準まで回復致しました。

また物流事情の深刻化が懸念される「2024年問題」に対処する為、食材配送頻度の最適化や配送拠点の集約に努めており、当第1四半期連結累計期間においては、配送拠点数を全国16拠点から13拠点に集約致しました。

海外の外食事業につきましては、それぞれの国・地域において親和性の高い業態を積極的に出店しております。具体例を挙げると、中国・香港・台湾では牛角及びその派生業態、しゃぶしゃぶ温野菜を出店致しました。また堅調な成長を続けるインドネシアでは牛角及びかっぱ寿司を出店する等、需要獲得に向けた活動が進んでおります。

中期ミッションの一つである給食事業に関しましては、事業所や大学からの運営受託の拡大を進めており、またステーキ宮の監修メニューを提供する等、グループインフラの一層の活用にも取り組んでおります。

店舗の出退店につきましては、直営レストラン業態を23店舗及び直営居酒屋業態を4店舗、合計27店舗を出店する一方、直営レストラン業態を14店舗、直営居酒屋業態を13店舗、合計27店舗を閉店しております。その結果、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は直営1,363店舗、FCを含めた総店舗数は2,623店舗となりました。

尚、サステナビリティ推進の一環として、「多様な就業形態の提供」による働きやすさの確保や、「女性社員並びに女性管理職の比率向上及び活躍機会の拡大」等にも努めております。また「地球環境への貢献」の為、店舗の廃食用油を国産SAF原料として供給する取組みを開始致しました。更に持続可能な農業の推進に向け、農業生産法人への資本参加も行っております。

以上の取組みを進めて参りました結果、当第1四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上収益が572億43百万円、事業利益(注)が20億68百万円、営業利益が31億97百万円、四半期利益が25億20百万円、親会社の所有者に帰属する四半期利益が20億69百万円となりました。

(注)事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。

事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

セグメントの業績は、次の通りであります。

a. (株)コロワイドMD

(株)コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は199億43百万円(前年同四半期177億12百万円)、事業利益は3億77百万円(前年同四半期5億26百万円)、営業利益は2億57百万円(前年同四半期4億54百万円)となりました。尚、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は1店舗となっております。

b. (株)アトム

(株)アトムは、「ステーキ宮」・「にぎりの徳兵衛」・「寧々家」等のレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ事業の運営を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は89億51百万円(前年同四半期83億94百万円)、事業利益は1億61百万円(前年同四半期3億11百万円)、営業利益は94百万円(前年同四半期3億29百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては、1店舗(直営1店舗)を新規出店しました。一方、12店舗(直営12店舗)の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は344店舗(直営334店舗・FC10店舗)となっております。

c. (株)レイズインターナショナル

(株)レイズインターナショナルは、「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」等、国内及び海外においてレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は232億4百万円(前年同四半期199億58百万円)、事業利益は15億93百万円(前年同四半期2億51百万円)、営業利益は21億60百万円(前年同四半期1億36百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては36店舗(FC13店舗・直営23店舗)を新規出店し、FCレストラン業態9店舗とFC居酒屋業態2店舗を直営化しました。一方、35店舗(FC29店舗・直営6店舗)の閉鎖を行い、直営レストラン業態1店舗をFC化しました。その結果、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は1,515店舗(FC983店舗・直営532店舗)となっております。

d. カッパ・クリエイト(株)

カッパ・クリエイト(株)は、「かっぱ寿司」等のレストラン業態の直営飲食店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は175億62百万円(前年同四半期168億12百万円)、事業利益は2億13百万円(前年同四半期事業損失2億27百万円)、営業利益は2億22百万円(前年同四半期営業損失2億91百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては9店舗の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の直営店舗数は296店舗となっております。

e. (株)大戸屋ホールディングス

(株)大戸屋ホールディングスは、「大戸屋ごはん処」等、国内及び海外においてレストラン業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は65億82百万円(前年同四半期54億26百万円)、事業利益2億30百万円(前年同四半期事業損失1億45百万円)、営業利益は2億38百万円(前年同四半期営業損失1億35百万円)となりました。

尚、店舗政策につきましては2店舗(直営2店舗)を新規出店しました。一方、2店舗(FC2店舗)の閉鎖を行い、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は422店舗(直営155店舗・FC267店舗)となっております。

f. その他

その他は、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、

無線通信技術の開発・運用、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)ダブリューピージャパンにおける飲食店運営、(株)ベイ・フードファクトリーにおける飲食店運営及びF C事業運営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営、(株)フューチャーリンクにおけるF C事業運営及び(株)コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は19億41百万円（前年同四半期18億70百万円）、事業損失は1億65百万円（前年同期四半期44百万円）、営業利益は4億47百万円（前年同四半期営業損失20百万円）となりました。

（注）セグメントにつきましては、「要約四半期連結財務諸表注記 5.セグメント情報」をご参照下さい。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが89億16百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが 33億22百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが 63億96百万円、現金及び現金同等物に係る換算差額が1億19百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ6億84百万円減少し、493億82百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前四半期利益、減価償却費及び償却費によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主にリース負債の返済による支出によるものであります。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（4）事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,999,820
優先株式	30
第2回優先株式	50
第3回優先株式	100
計	113,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	86,903,541	86,903,541	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株(注1)
優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注2)
第2回優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注3)
第3回優先株式	90	90	非上場	単元株式数1株 (注4)
計	86,903,691	86,903,691	-	-

(注1) 発行済株式のうち、29,500株は、現物出資(金銭報酬債権 60百万円)によるものであります。

(注2) 資金調達を柔軟かつ機動的に行う為の選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とする為、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次の通りであります。尚、単元株式数は1株であります。

1.優先配当金

(1) 優先配当金の額

当社は、普通株式を有する株主(以下、普通株主という)又は普通株式の登録質権者(以下、普通登録株式質権者という)に対して剰余金の配当を行う場合(以下、期末配当という)に限り、優先株式を有する株主(以下、優先株主という)又は優先株式の登録株式質権者(以下、優先登録株式質権者という)に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主(以下、第2回優先株主という)、第2回優先株式の登録株式質権者(以下、第2回優先登録株式質権者という)、第3回優先株式を有する株主(以下、第3回優先株主という)又は第3回優先株式の登録株式質権者(以下、第3回優先登録株式質権者という)に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)の金銭(以下、優先配当金という)を支払う。

2009年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR + 3.00%)

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

- (2) 優先中間配当金の額
- 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、優先中間配当金という)を支払う。優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項
- ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
- 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。
2. 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主、第2回優先登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、この他残余財産の分配は行わない。
3. 経過優先配当金相当額
- 優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
4. 議決権
- 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
5. 買受け等
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買受けすることができる。
- 優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
6. 新株引受権等
- 当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
7. 株式の分割又は併合
- 当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
8. 取得請求
- 優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (1) 優先株主は、2009年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内(以下、請求期間という)において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2) 当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。
- (3) (2)に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
- (4) (1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。

9. 取得条項
- 当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
の有無
- 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
11. 議決権を有しないこととしている理由
- 資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮した為であります。
- （注3）第2回優先株式の内容は、次の通りであります。
1. 第2回優先配当金
- (1) 第2回優先配当金の額
- 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。
- 2011年4月1日以降の事業年度に関して
第2回優先配当金 = 100,000,000円 × (日本円TIBOR + 3.5%)
「日本円TIBOR」とは、第2回優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。
- (2) 第2回優先中間配当金の額
- 当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。
- 第2回優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項
- ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
- 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当はしない。
2. 残余財産の分配
- 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
- 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、上記の他残余財産の分配は行わない。
3. 第2回経過優先配当金相当額
- 第2回優先株式1株当たりの第2回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して第2回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
4. 議決権
- 第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 買受け等
当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式のみを買い受けることができる。
第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
6. 新株引受権等
当社は第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
7. 株式の分割又は併合
当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
8. 取得請求
(1) 第2回優先株主は、2011年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
(2) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下「限度額」という)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
9. 取得条項
(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。
(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
(3) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。
(4) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め
の有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
11. 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮した為であります。

(注4) 第3回優先株式の内容は、次の通りであります。

1. 第3回優先配当金

- (1) 第 3 回優先配当金の額
- 当社は、普通株式又は普通株式の登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）の金銭（以下、「第 3 回優先配当金」という。）を支払う。
第 3 回優先配当金 = 100,000,000円 × 3.5%
- (2) 第 3 回優先中間配当金の額
- 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株式 1 株につき第 3 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、第 3 回優先中間配当金という）を支払う。
第 3 回優先中間配当金が支払われた場合においては、第 3 回優先配当金の支払いは、第 3 回優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項
- ある事業年度において、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 3 回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項
- 第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、第 3 回優先配当金を超えて配当はしない。
- 2 . 残余財産の分配
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対し、第 3 回優先株式 1 株につき、100,000,000円に第 3 項に定める第 3 回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対しては、上記の他、残余財産の分配は行わない。
- 3 . 第 3 回経過優先配当金相当額
- 第 3 回優先株式 1 株当たりの第 3 回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第 3 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に対して第 3 回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 4 . 議決権
- 第 3 回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 5 . 買受け等
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第 3 回優先株式のみを買受けすることができる。
第 3 回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第 160 条第 3 項の請求をなし得ず、第 3 回優先株主に関する請求権に係る同条第 2 項の招集通知の記載を要しない。
- 6 . 新株引受権等
- 当社は、第 3 回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 7 . 株式の分割又は併合
- 当社は、第 3 回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

8. 取得請求

(1) 第3回優先株主は、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第3回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

(2) (1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、「限度額」という。)を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

9. 取得条項

(1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第3回優先株式1株につき100,000,000円に第3回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第3回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

(2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

(3) (1)に定める第3回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日(いずれも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(4) (1)に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額を限度とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2023年4月1日～ 2023年6月30日	-	普通株式 86,903,541 優先株式 30 第2回優先株式 30 第3回優先株式 90	-	27,905	-	17,623

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間である為、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できない為、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 30	-	優先株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。
	第2回優先株式 30	-	
	第3回優先株式 90	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 223,900	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,528,900	865,289	同上
単元未満株式	普通株式 150,741	-	同上
発行済株式総数	86,903,691	-	-
総株主の議決権	-	865,289	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。
また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい2-2-1	223,900	-	223,900	0.26
計	-	223,900	-	223,900	0.26

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2023年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		50,066	49,382
営業債権及びその他の債権		11,124	10,099
その他の金融資産	8	634	573
棚卸資産		3,492	3,636
未収法人所得税		386	430
その他の流動資産		3,611	2,856
流動資産合計		69,312	66,976
非流動資産			
有形固定資産		42,872	45,220
使用権資産		22,509	23,439
のれん		80,188	80,981
無形資産		11,243	10,881
投資不動産		389	388
その他の金融資産	8	20,861	21,006
繰延税金資産		14,038	13,385
その他の非流動資産		447	491
非流動資産合計		192,547	195,790
資産合計		261,859	262,766

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2023年6月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	8	23,661	22,938
社債及び借入金	8	31,956	31,901
リース負債		14,681	13,665
その他の金融負債	8	25	39
未払法人所得税		926	703
引当金		5,532	4,167
契約負債等		211	229
その他の流動負債		9,504	11,027
流動負債合計		86,494	84,668
非流動負債			
営業債務及びその他の債務	8	4,167	4,346
社債及び借入金	8	91,509	90,675
リース負債		18,419	19,984
その他の金融負債	8	2,048	2,085
引当金		6,478	6,515
繰延税金負債		484	458
契約負債等		855	828
その他の非流動負債		703	868
非流動負債合計		124,664	125,758
負債合計		211,158	210,427
資本			
資本金		27,905	27,905
資本剰余金		40,482	40,479
自己株式		143	143
その他の資本の構成要素		327	273
利益剰余金		25,172	24,054
親会社の所有者に帰属する持分合計		42,745	43,914
非支配持分		7,956	8,425
資本合計		50,701	52,339
負債及び資本合計		261,859	262,766

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
売上収益	5,7	51,282	57,243
売上原価		22,347	24,421
売上総利益		28,935	32,821
販売費及び一般管理費		28,778	30,753
その他の営業収益		240	1,363
その他の営業費用		367	235
営業利益	5	30	3,197
金融収益		1,229	913
金融費用		938	691
税引前四半期利益		321	3,418
法人所得税費用		289	899
四半期利益		32	2,520
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		100	2,069
非支配持分		68	451
四半期利益		32	2,520

1 株当たり四半期利益又は四半期損失 ()

基本的 1 株当たり四半期利益又は四半期損失 () (円)	9	4.81	17.89
希薄化後 1 株当たり四半期利益又は四半期損失 () (円)	9	4.81	17.89

(注) 売上総利益から事業利益への調整表

売上総利益	28,935	32,821
販売費及び一般管理費	28,778	30,753
事業利益 ()	157	2,068

() 事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的営業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。

事業利益は、IFRSで定義されている指標ではありません。

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

注記	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
四半期利益	32	2,520
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	3	14
純損益に振り替えられることのない項目合計	3	14
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	246	123
キャッシュ・フロー・ヘッジ	36	41
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	282	82
税引後その他の包括利益	279	96
四半期包括利益	311	2,615
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	344	2,123
非支配持分	33	492
四半期包括利益	311	2,615

(4)【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2022年4月1日残高		27,905	40,424	159	7	-	189
四半期利益		-	-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	1	-	33
四半期包括利益		-	-	-	1	-	33
自己株式の処分	6	-	0	0	-	-	-
配当金		-	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		-	0	-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	0	0	-	-	-
2022年6月30日残高		27,905	40,425	159	7	-	156

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2022年4月1日残高		267	450	17,421	50,300	9,730	60,030
四半期利益		-	-	100	100	68	32
その他の包括利益		210	243	-	243	35	279
四半期包括利益		210	243	100	344	33	311
自己株式の処分	6	-	-	-	0	-	0
配当金		-	-	951	951	-	951
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		-	-	-	0	6	6
所有者との取引額合計		-	-	951	951	6	945
2022年6月30日残高		57	206	18,271	49,693	9,702	59,396

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2023年4月1日残高		27,905	40,482	143	7	-	246
四半期利益		-	-	-	-	-	-
その他の包括利益		-	-	-	12	-	40
四半期包括利益		-	-	-	12	-	40
自己株式の取得	6	-	-	0	-	-	-
自己株式の処分		-	0	0	-	-	-
配当金		-	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		-	0	-	-	-	-
支配継続子会社に対する持分変動		-	2	-	-	-	-
所有者との取引額合計		-	2	0	-	-	-
2023年6月30日残高		27,905	40,479	143	19	-	286

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2023年4月1日残高		88	327	25,172	42,745	7,956	50,701
四半期利益		-	-	2,069	2,069	451	2,520
その他の包括利益		83	54	-	54	42	96
四半期包括利益		83	54	2,069	2,123	492	2,615
自己株式の取得	6	-	-	-	0	-	0
自己株式の処分		-	-	-	0	-	0
配当金		-	-	952	952	19	971
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		-	-	-	0	0	0
支配継続子会社に対する持分変動		-	-	-	2	4	6
所有者との取引額合計		-	-	952	954	23	977
2023年6月30日残高		5	273	24,054	43,914	8,425	52,339

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	321	3,418
減価償却費及び償却費	5,456	5,660
減損損失	130	2
金融収益	1,229	913
金融費用	938	691
固定資産除売却損益(は益)	91	151
棚卸資産の増減額(は増加)	649	144
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)	3,404	1,024
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)	1,980	711
その他	2,787	601
小計	13,230	9,778
利息及び配当金の受取額	66	79
利息の支払額	384	499
法人所得税の還付額	0	18
法人所得税の支払額	353	461
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,559	8,916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	3	3
有形固定資産の取得による支出	1,904	3,117
有形固定資産の売却による収入	145	3
敷金及び保証金の差入による支出	62	166
敷金及び保証金の回収による収入	228	357
その他	185	396
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,781	3,322
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	-	120
長期借入れによる収入	200	-
長期借入金の返済による支出	978	986
社債の償還による支出	235	143
リース負債の返済による支出	4,049	4,424
配当金の支払額	914	937
非支配株主への配当金の支払額	1	20
その他	0	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,977	6,396
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,114	119
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,687	684
現金及び現金同等物の期首残高	48,534	50,066
現金及び現金同等物の四半期末残高	52,221	49,382

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社コロワイド（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（URL <https://www.colowide.co.jp/>）で開示しております。2023年6月30日に終了する3ヶ月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていない為、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2023年8月14日に代表取締役社長野尻公平によって承認されております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要性がある会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	重要な（significant）会計方針ではなく、重要性がある（material）会計方針を開示することを要求する改訂
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	会計方針と会計上の見積りとの区別を明確化
IAS第12号	法人所得税	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化

当該基準の適用による要約四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

4. 重要な会計上の判断及び見積り

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価する為に、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営飲食店の運営及びフランチャイズ事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロワイドMD」、「㈱アトム」、「㈱レイنزインターナショナル」、「カップ・クリエイト㈱」及び「㈱大戸屋ホールディングス」の5つを報告セグメントとしております。尚、セグメントの経営成績には、「㈱レイنزインターナショナル」は子会社21社、「カップ・クリエイト㈱」は子会社2社、「㈱大戸屋ホールディングス」は子会社8社を含んでおります。

㈱コロワイドMDは、各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

㈱アトムは、「ステーキ宮」・「にぎりの徳兵衛」・「寧々家」等のレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ事業の運営を行っております。

㈱レイنزインターナショナルは、「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「FRESHNESS BURGER」等、国内及び海外においてレストラン業態及び居酒屋業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

カップ・クリエイト㈱は、「かっぱ寿司」等のレストラン業態の直営飲食店の運営の他、寿司・調理パン等のデリカ事業を行っております。

㈱大戸屋ホールディングスは、「大戸屋ごはん処」等、国内及び海外においてレストラン業態の直営飲食店の運営の他、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は「3. 重要性がある会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報
前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半 期連結財 務諸表計 上額 (注6)
	(株)コロ ワイドMD	(株)アトム	(株)レイン ズイン ターナ ショナル (注1)	カップ・ クリエ イト(株) (注2)	(株)大戸 屋ホー ルディ ングス (注3)	合計				
売上収益										
外部顧客への売 上収益	290	8,351	19,297	16,698	5,383	50,019	1,263	51,282	-	51,282
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	17,422	43	661	114	43	18,283	607	18,890	18,890	-
合計	17,712	8,394	19,958	16,812	5,426	68,301	1,870	70,171	18,890	51,282
セグメント利益又 は損失()	454	329	136	291	135	494	20	474	444	30
金融収益										1,229
金融費用										938
税引前四半期利益										321
法人所得税費用										289
四半期利益										32

(注1) 「(株)レインズインターナショナル」セグメントには、(株)レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「カップ・クリエイト(株)」セグメントには、カップ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「(株)大戸屋ホールディングス」セグメントには、(株)大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)ダブリューピージャパンにおける飲食店運営、(株)ダイニング・クリエーションにおける飲食店運営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営及び(株)フューチャーリンクにおけるFC事業運営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。またセグメント利益の調整額 4億44百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半 期連結財 務諸表計 上額 (注6)
	(株)コロワ イドMD	(株)アトム	(株)レイン ズイン ターナ ショナル (注1)	カップ・ クリエイ ト(株) (注2)	(株)大戸屋 ホール ディン グス (注3)	合計				
売上収益										
外部顧客への売 上収益	371	8,950	22,540	17,431	6,566	55,858	1,385	57,243	-	57,243
セグメント間の 内部売上収益又 は振替高	19,573	0	664	131	16	20,384	556	20,940	20,940	-
合計	19,943	8,951	23,204	17,562	6,582	76,242	1,941	78,183	20,940	57,243
セグメント利益	257	94	2,160	222	238	2,970	447	3,417	220	3,197
金融収益										913
金融費用										691
税引前四半期利益										3,418
法人所得税費用										899
四半期利益										2,520

(注1) 「(株)レインズインターナショナル」セグメントには、(株)レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「カップ・クリエイト(株)」セグメントには、カップ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「(株)大戸屋ホールディングス」セグメントには、(株)大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート(生チョコ他)の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)ダブリューピージャパンにおける飲食店運営、(株)ベイ・フードファクトリーにおける飲食店運営及びFC事業運営、(株)ダイニングエールにおける給食事業運営、(株)フューチャーリンクにおけるFC事業運営及び(株)コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。またセグメント利益の調整額 2億20百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

6. 配当金

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月12日 取締役会	普通株式	433	5	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金
	優先株式	94	3,126,360			
	第2回優先株式	109	3,626,360			
	第3回優先株式	315	3,500,000			

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年5月12日 取締役会	普通株式	433	5	2023年3月31日	2023年6月7日	利益剰余金
	優先株式	94	3,136,360			
	第2回優先株式	109	3,636,360			
	第3回優先株式	315	3,500,000			

7. 売上収益

収益の分解

当社グループは、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下の通りであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント					その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レインズインターナショナル	カップ・クリエイト(株)	(株)大戸屋ホールディングス		
財・サービスの種類別	サービスの提供	33	8,332	11,502	13,322	3,633	857	37,678
	物品の販売	238	-	6,169	3,376	1,481	352	11,617
	その他	19	19	1,479	-	269	54	1,841
合計		290	8,351	19,150	16,698	5,383	1,263	51,135

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント					その他	合計
		(株)コロワイドMD	(株)アトム	(株)レインズインターナショナル	カップ・クリエイト(株)	(株)大戸屋ホールディングス		
財・サービスの種類別	サービスの提供	35	8,930	14,204	14,105	4,492	1,141	42,908
	物品の販売	299	-	6,654	3,326	1,747	144	12,170
	その他	37	20	1,540	-	327	99	2,023
合計		371	8,950	22,398	17,431	6,566	1,385	57,101

(注) 顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
顧客との契約から認識した収益	51,135	57,101
その他の源泉から認識した収益	147	142
合計	51,282	57,243

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益等であります。

サービスの提供

主なサービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であります。当該料理の提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を收受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物品の販売

主な物品の販売による収益は、フランチャイズ(F C)加盟店に対する食材の販売及び菓子・惣菜等の販売店舗における加工食品の販売であります。当該食材の販売及び加工食品による収益は、顧客に商品を引渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別途の財又はサービスに対する支払いでない場合には、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

その他

主なその他の収益は、店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入(F C加盟金及びロイヤルティ収入)によるものであります。当該店舗運営希望者に対するF C権の付与により受領した収入は、取引の実態に従って収益を認識しております。

F C契約締結時にF C加盟者から受領するF C加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間に亘って収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、F C加盟者の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

8. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものである等、公正価値は帳簿価額に近似している為、当該帳簿価額によっております。

敷金・保証金

敷金・保証金の公正価値は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

リース債権

リース債権の公正価値は、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

設備・工事未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものの公正価値は、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。

非上場株式の公正価値は、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

(2) 償却原価で測定される金融商品の公正価値

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当第1四半期 連結会計期間 (2023年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
その他の金融資産				
敷金・保証金	17,589	17,513	17,676	17,589
リース債権(注2)	781	793	705	713
合計	18,370	18,306	18,381	18,302
(金融負債)				
営業債務及びその他の債務				
設備・工事未払金(注2)	7,734	7,811	7,868	7,943
社債及び借入金				
社債(注2)	30,480	30,752	30,381	30,701
借入金(注2)	92,985	93,527	92,195	92,894
その他の金融負債				
優先株式	200	141	200	140
合計	131,399	132,231	130,644	131,678

(注1) 上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれておりません。

(注2) 1年内回収、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、以下の通りであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	1,521	1,521
その他	-	-	352	352
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	193	-	52	245
合計	193	-	1,925	2,118
（金融負債）				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	383	-	383
合計	-	383	-	383

（注） 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

当第1四半期連結会計期間(2023年6月30日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(金融資産)				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	-	-	1,524	1,524
その他	-	-	355	355
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	213	-	52	265
合計	213	-	1,931	2,144
(金融負債)				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	-	443	-	443
合計	-	443	-	443

(注) 当第1四半期連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品について、当第1四半期連結累計期間においては重要な変動は生じていません。

9. 1 株当たり利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益（は損失）及びその算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	100	2,069
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	518	519
親会社の普通株主に帰属する四半期利益	417	1,550
普通株式の加重平均株式数(株)	86,653,355	86,679,497
基本的1株当たり四半期利益(円)	4.81	17.89

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

希薄化後1株当たり四半期利益（は損失）及びその算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益	100	2,069
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	518	519
子会社の潜在株式に係る利益調整額	-	-
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期利益	417	1,550
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	-	-
普通株式の希薄化後加重平均株式数	86,653,355	86,679,497
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	4.81	17.89

10. 重要な後発事象
該当事項はありません。

2【その他】

2023年5月12日開催の取締役会において、次の通り剰余金の配当を行うことを決議致しました。

(1) 配当金の総額

普通株式	433百万円
優先株式	94百万円
第2回優先株式	109百万円
第3回優先株式	315百万円

(2) 1株当たり配当額

普通株式	5円
優先株式	3,136,360円
第2回優先株式	3,636,360円
第3回優先株式	3,500,000円

(3) 支払請求の効力発生日 2023年6月7日

(注) 2023年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月14日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井出	正弘
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本	道之
--------------------	-------	----	----

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤	陽介
--------------------	-------	----	----

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2023年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約四半期連結財務諸表において、国際会計基準第1号

「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において要約四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 要約四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。